

仕様書

1. 件名

令和7年～令和12年度学習用タブレット賃貸借

2. 目的・概要

本業務は、佐賀県教育委員会と県内市町教育委員会が参加する佐賀県環境整備推進チーム会議において実施された「GIGA スクール構想第2期を見据えた学習用端末更新に係る令和7年度共同調達」で決定された物件販売業者から、本案件の受注者が端末等を決定された価格で仕入れ、当町にリースするものである。また、本事業は佐賀県公立学校情報機器整備事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となるため、本町と補助金交付申請に係る資料等を作成し、佐賀県教育委員会に共同で申請を行うこと。

3. 「令和7年度 GIGA スクール構想第2期 学習用端末に係る共同調達」

で決定された物件販売業者

物件販売業者：株式会社学映システム

※共同調達における調達物品は次の表の通り

品名	数量	単位
タブレット端末	2,357	台
MDM	2,357	ライセンス
タッチペン	2,357	本

・詳細については、別添の共同調達に係る仕様書「GIGA スクール構想第2期を見据えた学習用端末更新に係る令和7年度共同調達仕様書」を確認すること。

・物件販売業者から、町教育委員会が指定する場所本町が指定するキitting作業場所（佐賀県内・1か所）に令和7年9月30日までに納入すること。なお、納入に係る運送料については、共同調達仕様書に記載しており、別途発生するものではない。

・物件販売価格や製品仕様については、応札予定業者からみやき町へ連絡を行い、みやき町から共同調達の落札価格を開示する。なお落札価格は応札予定業者へのみ開示するものとする。

4. 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日

5. 台数

2,357 台

<内訳> 児童生徒用端末：2,357 台（うち予備用端末 309 台）

6. 支払方法

① 月払いとする。

総額（税込）を 60 ヶ月で除した額を月単価とする。

② リース調達予定業者からの見積りはそれぞれの金額がわかるよう明細（内訳書）を提出する。

（1）タブレット端末

（2）MDM

（3）タッチペン

7. 納入場所

佐賀県内の一か所とし、詳細な場所については受注者に別途連絡する。

8. 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日まで

9. 履行内容

共同調達範囲の物件のリース

尚、本リースの実施に当たっては、動産保険への加入を要しないものとする。

10. 賃貸借満了時の取扱い

賃貸借機器については、賃貸借期間満了後、町所有物に移転するものとする。

11. 補助金について

① 本事業は、佐賀県公立学校情報機器整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となるため、本町と補助金交付申請に係る資料等を作成し、佐賀県教育委員会に共同で申請や実績報告等を行うこと。

また、この補助金は「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領（令和 6 年 1 月 29 日）」（以下、「運営要領」という。）に基づき運用される佐賀県公立学校情報機器整備基金を活用して交付されるものである。補助金の詳細については、「運営要領」や「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン（令和 6 年 4 月 17 日）」等を確認すること。

なお、補助金については、県から受注者に直接交付される。

② 補助事業者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助申請すること。

ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- ③ 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を佐賀県教育委員会に提出すること。

12. 入札金額

リース事業者は見積り作成にあたり、みやき町教育委員会より提供される端末価格、物件販売業者の見積りを取得し、参考とすること。

- ① 金額の算定にあたっては、GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領別添第3(1-2) 公立学校情報機器リース事業に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付が行われることから、本補助金の交付予定金額を見込んだ上で算定を行うこと。具体的には本補助金の交付予定金額を総額から減額した上の残金に対してリース料率を算出した後、応札を行うこと。

詳細については、文部科学省のホームページに記載されている「公立学校情報機器整備事業費 補助金交付要綱」、Q & A等の各種資料もあわせてご参照すること。[基金による1人1台端末の更新について：文部科学省](#)

- ② 入札金額は税抜きとする。
- ③ 機器リース料については、リース開始時期に応じた額を毎月均等払いとする。端数が生じた場合は、リース開始月に合算して支払う。

13. 守秘義務

- ① 受注者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、町の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- ② 受注者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- ③ 上記の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有する者とする。
- ④ 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受注者と同様の秘密保持義務を負うものとする。

14. 契約方法

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。契約書の条文中に、次の条項を記載するものとする。

本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額または削除があった場合、甲はこの契約を変更または解除することが

できる。

～契約書条項～

第〇条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更又は解除することができる。

- 2 第1項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

参考資料 佐賀県公立学校情報機器整備事業補助金について

1. 補助金概要

児童生徒1人1台端末の整備に係る補助金

2. 補助基準額・補助率

補助基準額 タブレット端末1台（周辺機器含む）当たり上限5万5千円

補助率 3分の2

3. 補助対象について

- ・タブレット端末及び周辺機器

タブレット端末、MDM、タッチペン

- ・キitting、設置、据付費用

ラベルの添付、梱包物の撤去・処理、端末を使用できるようにするための初期設定作業

※本町ではキitting作業は別途発注するため、本件契約及びリース分の補助額には含めない。

4. 補助対象台数

児童生徒用端末2,357台（うち予備用端末309台）